

第1部 基本構想

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

本町では、平成20年3月に第5次となる「利尻富士町新まちづくり総合計画」を策定し、「ふるさとの元気と輝きをもとめて」をテーマに、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

しかし、この間にも人口減少、少子・高齢化はさらに進行し、地方の産業・経済に大きな影響を与えています。また、近年多発する様々な災害等を背景とした安全・安心への意識の高まりなど、我が国を取り巻く社会経済情勢や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、まちづくりを進めるうえで対応すべき課題も多い現状にあります。

このような新しい時代の流れの中では、本町に暮らす町民が一体となって、将来に向かって歩んでいくことが重要となります。

そのため、本町の将来を展望した目標や方針を定め、利尻富士町の目指すべき将来像を実現させるため「利尻富士町まちづくり創造総合計画」を策定します。

第2章 計画の骨子

1 計画の性格と位置づけ

この計画は、利尻富士町が将来に向かって進むべき目標を定め、その実現に必要な施策を示しており、各分野で策定する個別計画との整合性を持った、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、行政運営や住民活動などあらゆる分野での総合的・計画的な指針としての性格を持つものです。

2 計画の名称

この計画の名称は「利尻富士町まちづくり創造総合計画」とします。

3 構成と期間

(1) 計画の構成

基本構想・基本計画・実施計画の3部構成とします。

①基本構想

まちづくりの基本理念を示すとともに、利尻富士町が目指すべき将来像を実現させるための基本目標及び施策の大綱を示します。

②基本計画

基本構想に示した将来像実現に向け、施策の大綱ごとに現況と課題を明確にし、推進すべき各種施策を示します。

③実施計画

基本計画に示した各種施策を実現するための具体的な事業計画を定めます。

(2) 計画の期間

計画期間は 2018 年度から 2027 年度の 10 年間とします。

なお、近年の社会情勢の変化等に対応するため、「基本計画」及び「実施計画」は 2018 年度から 2022 年度までを前期計画とし、2023 年度から 2027 年度までを後期計画として策定することとします。

また、実施計画については諸情勢の変化や進捗状況を点検のうえ、状況に応じ見直しを行うなど弾力的な実施を図ります。

(3) 利尻富士町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

本町では、利尻富士町人口ビジョンを踏まえ、人口減少と地方創生に向き合い「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環により「まち」に活力を取り戻すため、利尻富士町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成 27 年度に策定しました。

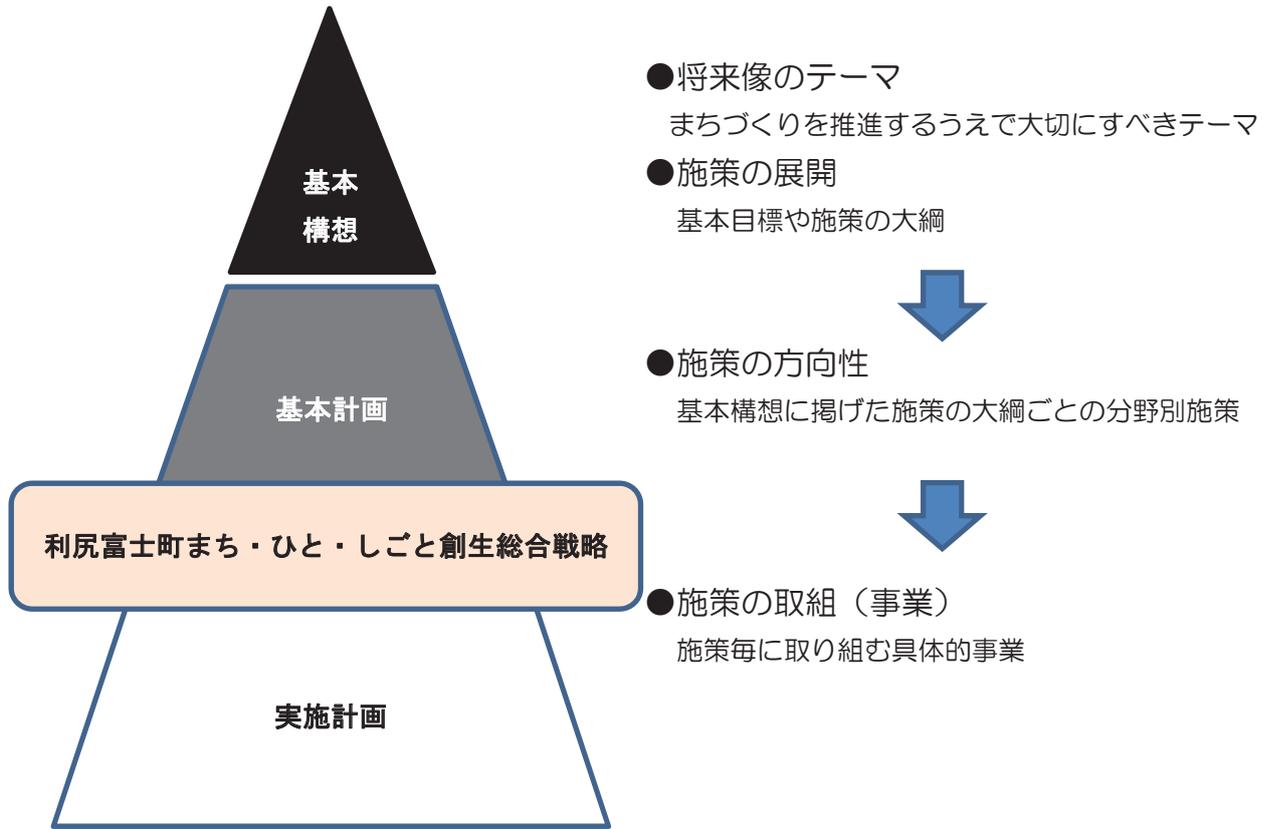
総合戦略では「地域特性を活かした産業を育て、安定した雇用を創出する」「本町の魅力を発信し、新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」「安全で安心な住み続けたいまちをつくる」という 4 つの基本目標を掲げており、本計画との整合性を図りながら本計画の基本計画を補完する形で、並行して各施策を実施していきます。

4 計画の進行管理

この計画を着実に実行するためには、町民が主役となった取り組みを大切に、町民と行政がともに考え、ともに行動する協働の取り組みが不可欠です。

そのため、本計画が多くの町民に認知され、まちづくりの指針として尊重されるために広報活動を通じて町民や各種団体、関係機関への普及の徹底を図るとともに、進捗状況や効果の検証を定期的に点検し必要な見直しを行うこととします。

■利尻富士町まちづくり創造総合計画の構成図



■計画期間の考え方

| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|----------------------|------|------|------------------|------|------|------|------|------------------|------|------|------|------|
| 利尻富士町新まちづくり総合計画 | | | 利尻富士町まちづくり創造総合計画 | | | | | | | | | |
| | | | 前期基本計画 前期実施計画 | | | | | 後期基本計画 後期実施計画 | | | | |
| | | | 基本構想10年 | | | | | | | | | |
| 利尻富士町まち・ひと・しごと創生総合戦略 | | | | | | | | | | | | |

第3章 利尻富士町の現状と課題

1 人口減少・少子高齢化の進行

2008年に始まった国の人口減少は、今後も加速度的に進むとみられており、人口減少による消費・経済力の低下は日本経済の大きな重荷になることから、国ではまち・ひと・しごと創生による人口減少克服と地方創生を行うことにより人口減少に歯止めをかけ、2060年には1億人程度の人口を確保することで将来にわたって活力ある社会を維持することを目指しています。

本町における人口減少はさらに深刻で、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年には本町人口が千人を下回る推計となっており、対策が急務の状態にあります。

そのため、本町の住民が安心して暮らしていくためには一層の地域活性化策に取り組み、安心して結婚出産子育てできる環境づくり等福祉サービスの向上や移住定住対策や交流人口の増加に努めていく必要があります。

2 厳しい地方経済

若年人口の流出・少子高齢化・生産年齢人口の減少に伴う産業の衰退・労働力供給の低下による生産量の減少、医療・介護費といった社会保障費の増加など、地方の産業・経済はますます厳しさを増しています。

今後は各分野における担い手の確保・育成に努めるとともに、本町の経済の中心である水産業の基盤整備による安定した生産力の向上と、製造業・商業・建設業・観光業など町内各産業の経営基盤の強化と合わせて雇用の創出を図り、本町が持つ豊富な自然と恵まれた資源を活かした産業を振興し持続的に発展させていく必要があります。

3 安全安心への意識の高まり

町民がいきいきと笑顔で暮らすための基盤は、安全・安心のまちであることです。

特に、地震・津波、土砂災害や水害などの自然災害への対策、及び犯罪や交通事故、電気・水道・ガスなどのライフライン対策について、町民の暮らしにかかわる安全・安心の確保は緊急の課題です。

そのため、日本各地で地震・津波や土砂災害などの教訓を生かした防災対策や交通安全対策、防犯対策、ライフラインの強化など安全安心のまちづくりを進め、お互いに支えあう地域社会を築いていく必要があります。

4 高度情報化社会の進展

高度情報化社会の中、情報の伝達や共有手法の高度化及び多様化は、一人ひとりの暮らしにまで浸透し、個人のライフスタイルへの影響も大きくなっています。

本町においては平成22年度に町内全域に光回線網が整備され、情報格差の是正が図られていますが、高度情報化の進展によりWi-Fi環境等のモバイル端末を利用した情報提供体制の整備が今後の課題となっています。

また、本町が所有する住民の個人情報について、その適切な運用と管理の方法についてもマイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等」

関する法律」)の施行に伴い、さらに高度化するよう求められている状況にあります。そのため、これらの高度情報化の確立を促進するとともに、町民に対する迅速な情報提供や伝達手段をさらに整備していく必要があります。

5 地方分権と協働のまちづくり

地域の特徴を生かした自主的かつ総合的なまちづくりを進め、多様性を持ち個性的なまちの実現が問われる時代を迎えています。行財政改革を進め、住民とともに歩む行政運営に努めなければならないとともに、積極的に情報の提供を行いながらまちづくりを進める必要があります。

さらに、行政と自治会やボランティア団体などが連携をとり、協働のまちづくりを進めることにより、地域主権の流れをつくり、活力ある社会を形成する必要があります。

6 環境への意識と関心の高まり

地球温暖化や環境問題が深刻化する中、地球規模で温暖化対策の取組が行われており、自然環境を良好な形で次の時代を担う世代へ引き継ぐことは私たちの責務です。

自然環境の保全や資源の再利用については現在も様々な施策を実施しているものの、将来に向けさらに取り組んでいかなければならない大きな課題となっています。

ごみの減量化の推進については町民一人ひとりが身近な問題として向き合い、日常生活において環境負荷の軽減に努め、持続可能な循環型社会にむけて、本町の取り組みを進めていく必要があります。

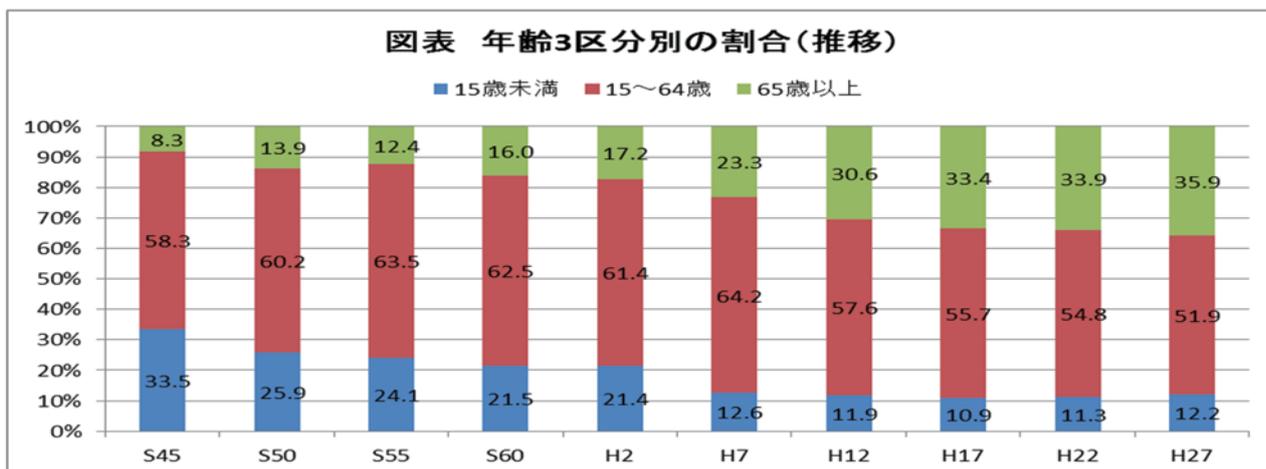
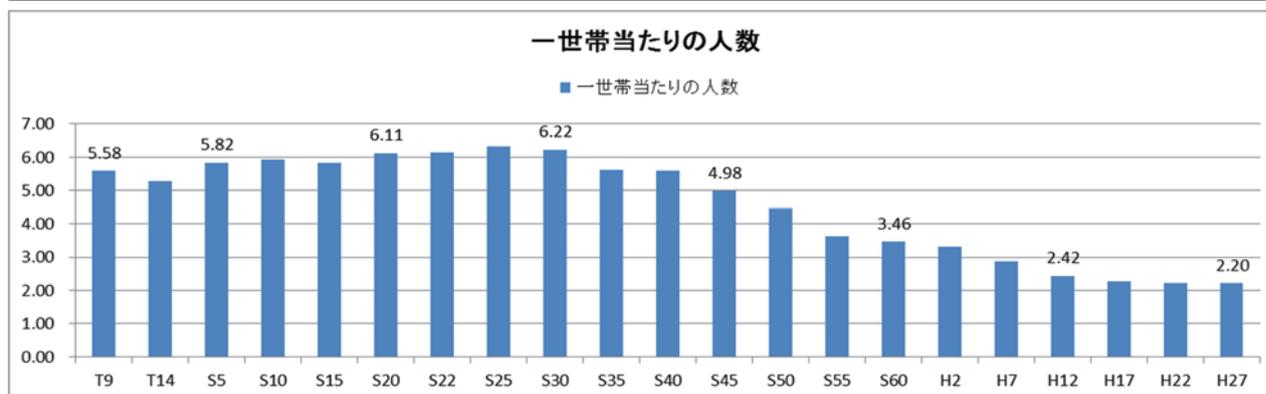
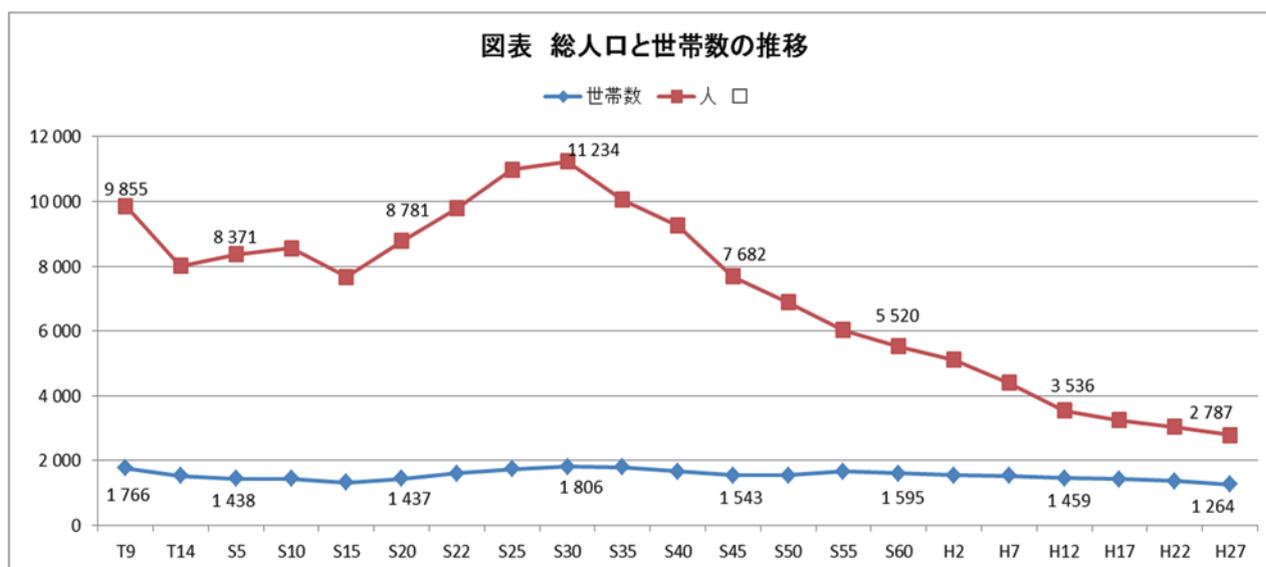


第4章 利尻富士町の概況

1 人口・世帯数

本町の人口は、国勢調査によると昭和30年の11,234人（1,806世帯）をピークに減少傾向をたどり、平成27年では2,787人（1,264世帯）となり、その減少率は人口で75.2%、世帯数で30%の減少率となります。1世帯当たりの人口は2.2人となっており、人口減少や世帯員数の減少が加速しております。

また、年齢別人口構成比は、年少人口（0～14歳）が12.2%、生産年齢人口（15～64歳）が51.9%、老年人口（65歳以上）が35.9%となっており、少子高齢化が進行している状況にあります。

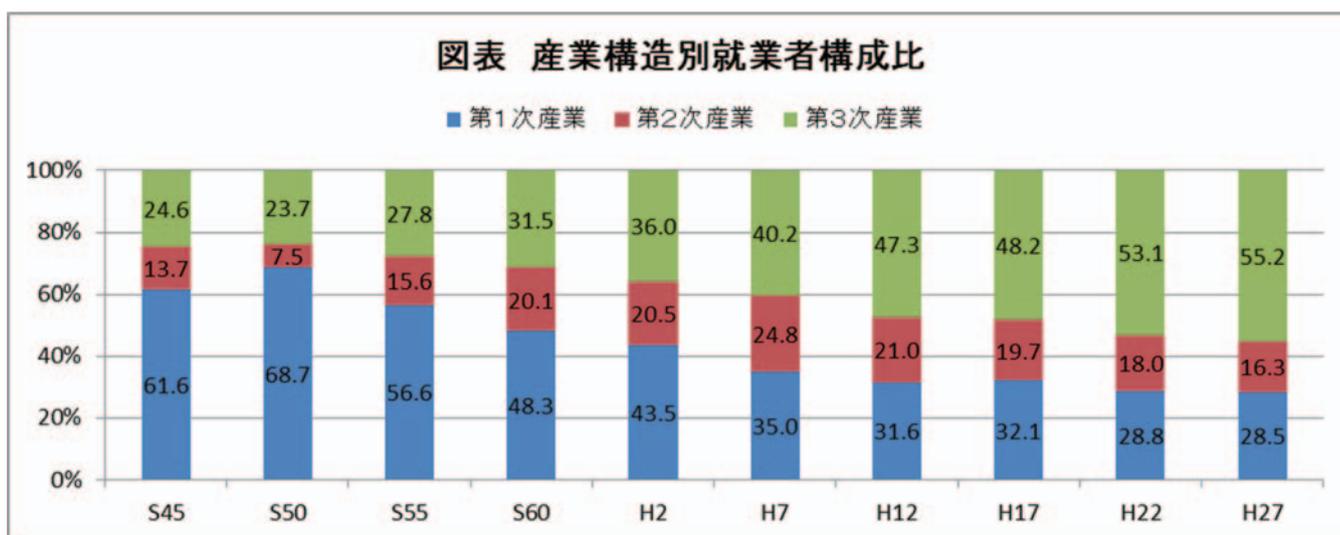
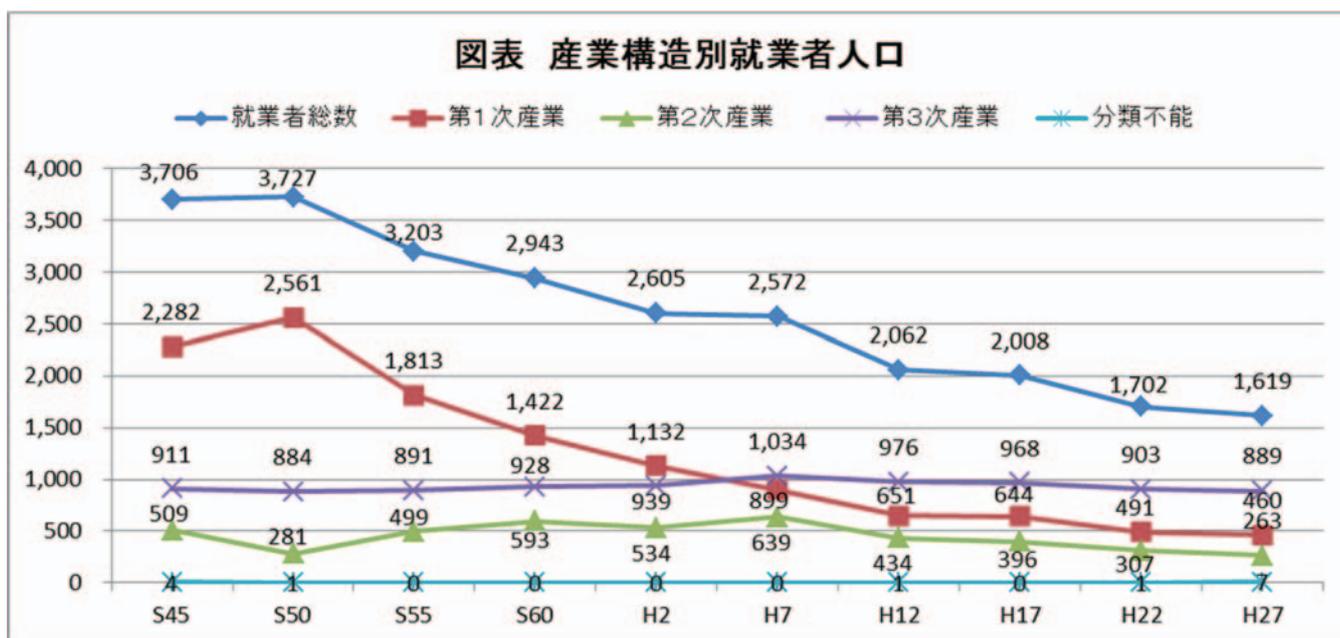


2 産業構造

本町の産業構造は、昭和 30 年頃までは鯵漁業の繁栄により第 1 次産業就業者が増加していましたが、その後鯵漁の不振とともに人口の減少及び主産業である漁業者数の減少が顕著に現れ、昭和 45 年の国勢調査で 61.6%であった第 1 次産業構成比も平成 27 年には 28.5%にまで減少しております。

第 2 次産業は建設業や製造業が中心となっておりますが、第 1 次産業同様に減少傾向にあり、構成比では平成 27 年で 16.3%となっております。

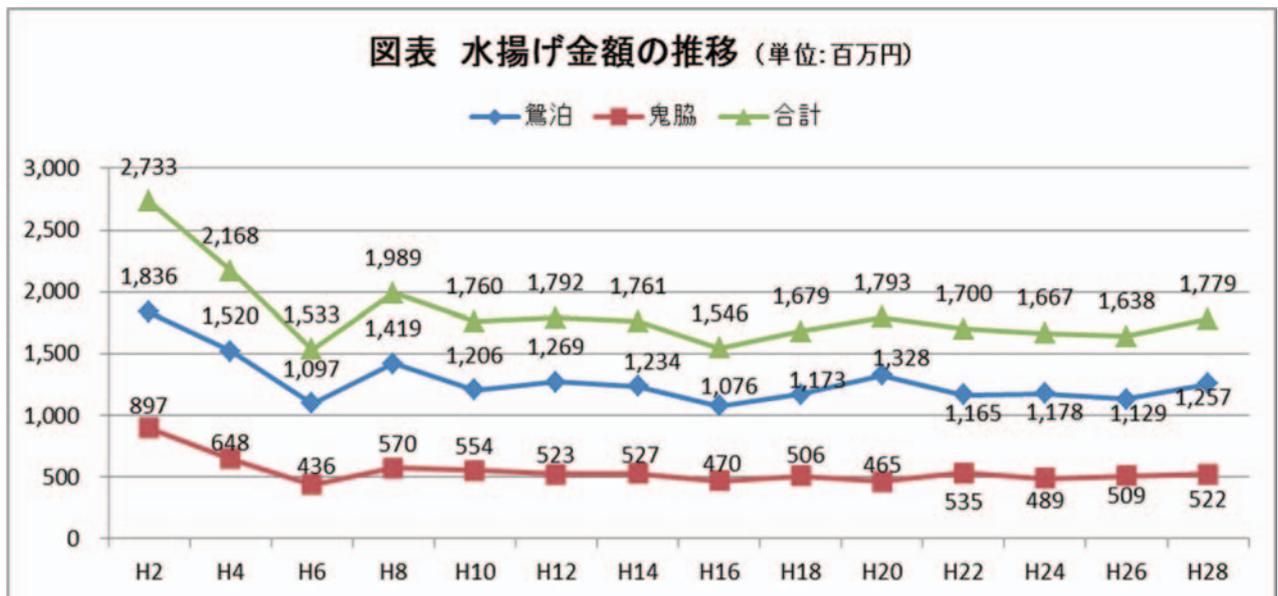
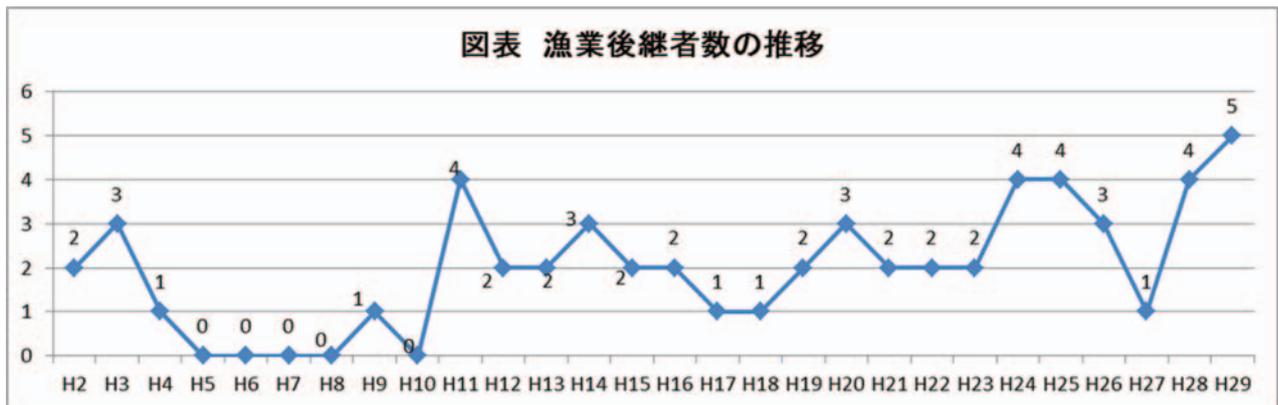
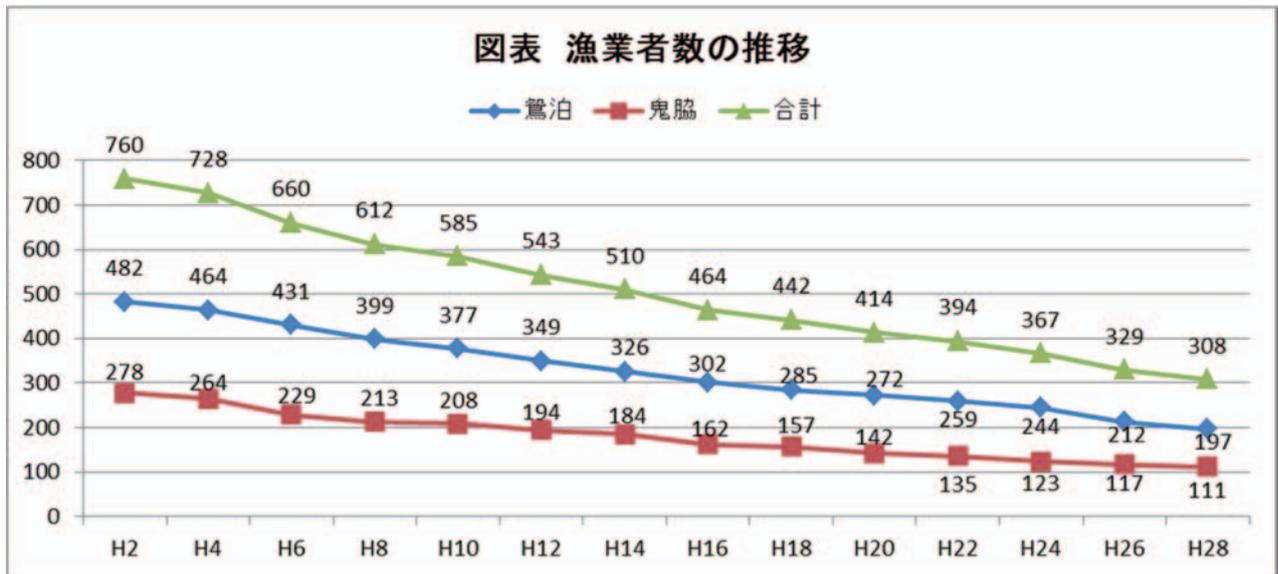
第 3 次産業は昭和 45 年と比較し就業人口に大きな増減がありませんが第 1・2 次産業就業者の減少に伴い構成比は平成 27 年で 55.2%と半数を占めています。



3 水産業（漁業者数・漁獲高）

本町の基幹産業である水産業は、人口減少と比例し漁業者数も減少の一途にあります。新規漁業就業者については平成20年度より担い手対策事業の実施により、僅かではありますが増加傾向にあります。

水揚げ金額については、近年は横ばいで推移しているものの、魚種によっては年変動が激しい魚種もあります。

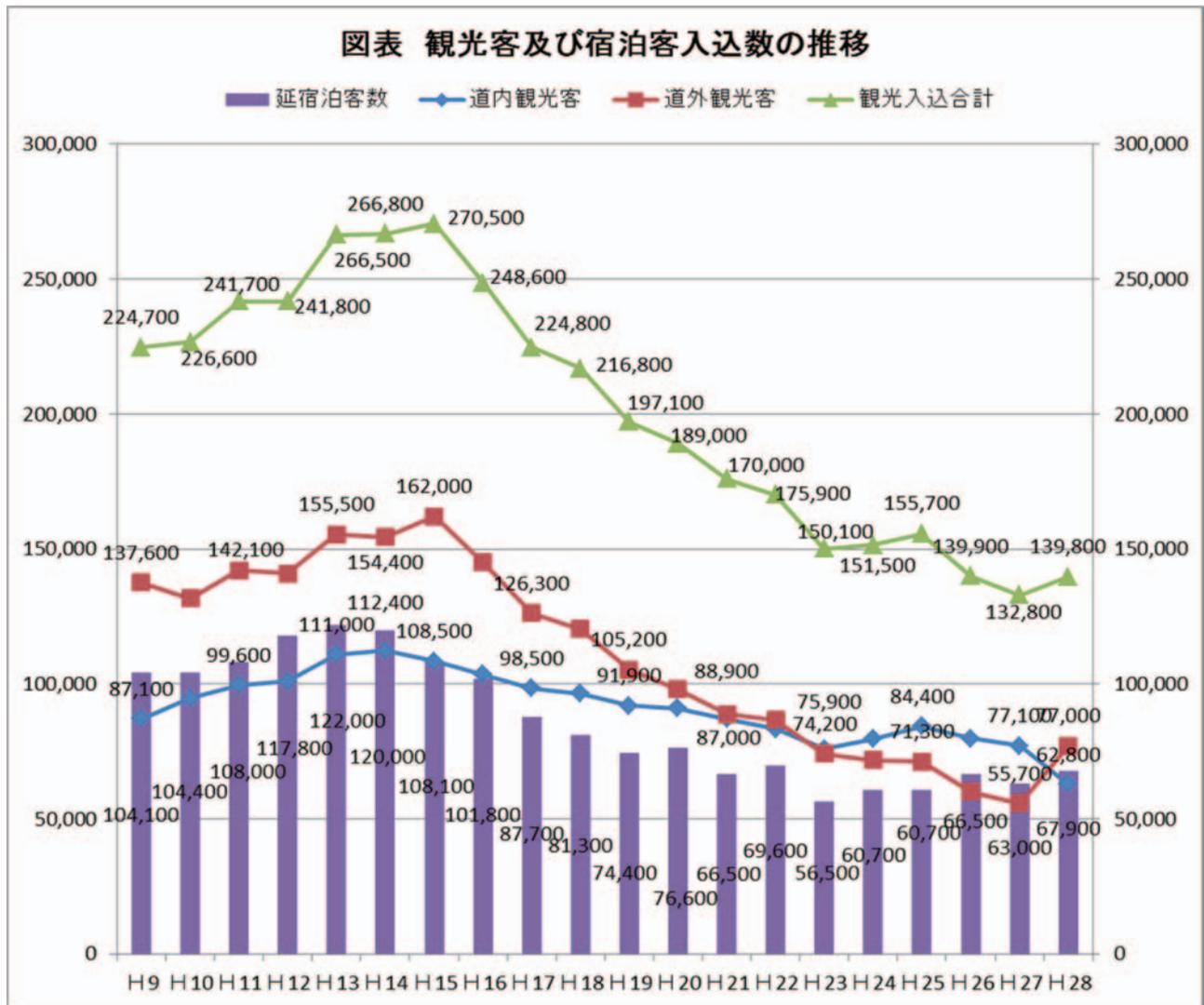


4 観光業（観光入込数・宿泊数）

本町の観光客入込数は平成 15 年度をピークに減少傾向にあり、平成 28 年度には 139,800 人にまで減少しています。

但し、宿泊客延数は平成 23 年度以降微増の状況にあります。

月別の内訳としては、6～9月の入込数が全体の 77.8%を占めており、11～3月の入込数は月 2,000 人を下回っており年間を通じた集客が課題となっています。



第2編 基本構想

第1章 利尻富士町の将来像

本町が目指すまちづくりは、「町民が主役のまちづくり」を基本理念とし、住民と行政が共に協力し行動する「協働のまちづくり」を進めていきます。

そして住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感し、子どもから高齢者までお互いに支えあい、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりを実現するために、利尻富士町が目指す将来像を次のとおり定めます。

将来像

「～ふるさとを魅力あふれる宝の島に～」

第2章 施策の展開

1 基本目標

町の将来像「～ふるさとを魅力あふれる宝の島に～」を目指して、分野別の基本目標と基本目標に沿った施策の体系を定めます。

■基本目標1「豊かな自然と元気な産業を育てるまち」

本町には離島ならではの優れた地域資源や豊かな自然環境があります。地域特性を活かした産業を育て、本町の魅力を内外に発信することで、基幹産業である水産業と観光業などの地盤産業の振興や雇用を創出するまちづくりを推進します。

■基本目標2「笑顔で暮らせる、住み続けたいまち」

住民が笑顔で生活するため、住みよい生活環境の整備、福祉・医療サービス体制の構築、防災・防犯・交通安全・消防体制の整備、交通網やライフラインの充実を図ることで、安全・安心の住み続けたいまちづくりを推進します。

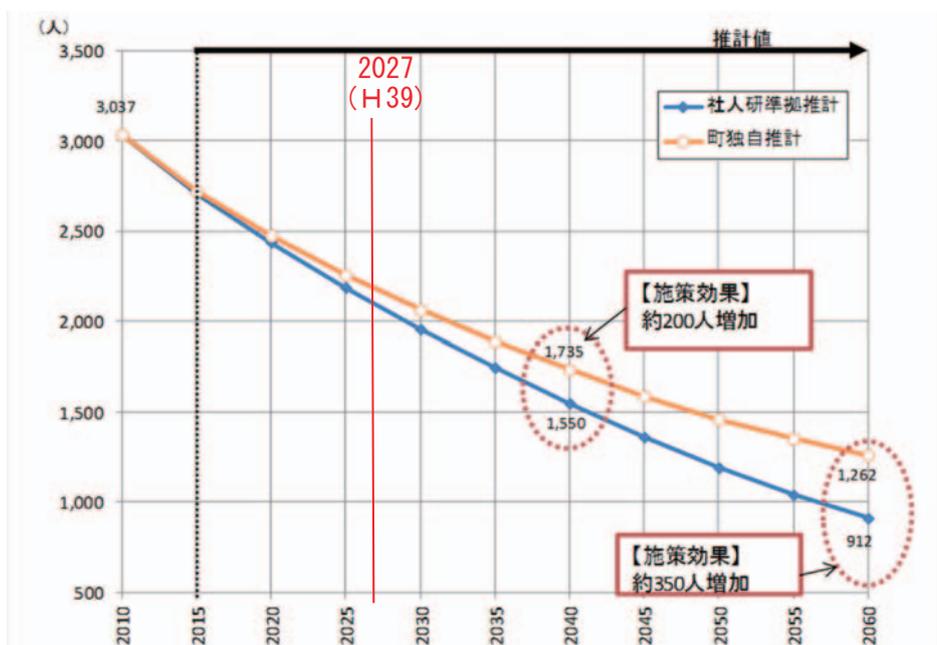
■基本目標3「ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち」

まちづくりの基本は「ひとづくり」にあります。若い世代の結婚・出産・子育ての支援や、地域の歴史・文化等の特性が活かされたふるさと教育の実践、住民が互いに支えあい、住民参画のまちづくりを積極的に推進することで人の魅力があふれるまちづくりを推進します。

第3章 人口の将来展望

本町の将来人口は、平成27年度に策定した「利尻富士町人口ビジョン」により人口動向を勘案し、目指すべき将来の方向性を踏まえたうえで2060年まで将来人口の展望を試算しています。合計特殊出生率を現在の1.42から2030年に国民希望出生率である1.80、2040年に人口置換水準である2.07まで上昇させることを目指し、純移動の基本条件を国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠し、各施策の実行による効果として、中学高校卒業世代（15～19歳）の人口流出を年間3人減少させ、若者世代（25～29歳）の流入者を毎年3人増加させることを目指します。

それにより、将来の人口を2040年に1,735人と試算しており、目標年度である2027年度の人口を2,180人と想定します。



町独自推計による総人口・年齢区分別人口の長期的見通し

| | | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 | 2027 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 2050 | 2055 | 2060 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実数 | 総数 | 3,037 | 2,720 | 2,476 | 2,258 | 2,180 | 2,063 | 1,890 | 1,735 | 1,590 | 1,462 | 1,353 | 1,262 |
| | 年少人口 | 342 | 285 | 244 | 207 | 205 | 201 | 200 | 202 | 200 | 193 | 181 | 172 |
| | 生産年齢人口 | 1,665 | 1,430 | 1,251 | 1,122 | 1,071 | 995 | 893 | 809 | 745 | 717 | 709 | 680 |
| | 老年人口 | 1,030 | 1,005 | 981 | 928 | 904 | 868 | 797 | 724 | 645 | 553 | 462 | 409 |
| 比率 | 年少人口 | 11.3% | 10.5% | 9.9% | 9.2% | 9.4% | 9.7% | 10.6% | 11.6% | 12.6% | 13.2% | 13.4% | 13.6% |
| | 生産年齢人口 | 54.8% | 52.6% | 50.5% | 49.7% | 49.1% | 48.2% | 47.2% | 46.6% | 46.8% | 49.0% | 52.4% | 53.9% |
| | 老年人口 | 33.9% | 36.9% | 39.6% | 41.1% | 41.5% | 42.1% | 42.2% | 41.7% | 40.6% | 37.8% | 34.2% | 32.4% |

第4章 土地利用の基本方針

土地は町民にとって限られた資源であり、現在及び将来にわたって適正かつ計画的な利用を推進する必要があります。

また、土地の利用にあたっては、地域性を考慮しながら、自然的、社会的及び経済的条件はもとより、文化的諸条件に対応した適正な土地利用を図っていく必要があります。

このようなことから、土地利用の現況や動向などを的確に把握するとともに、豊かな自然環境の保全、住み良い生活環境の確保、魅力と活力ある産業の振興など、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を進めます。



第5章 基本構想の体系

利尻富士町まちづくり創造総合計画（2018年度～2027年度）の体系

| 将来像「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」 | 基本目標（3） | 施策の大綱（22） |
|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | 基本目標1 「豊かな自然と元気な産業を育てるまち」 | 1 水産業 |
| | | 2 観光業 |
| | | 3 商工業 |
| | | 4 林業 |
| | | 5 雇用・労働 |
| | 基本目標2 「笑顔で暮らせる、住み続けたいまち」 | 6 自然環境・土地利用 |
| | | 7 社会基盤 |
| | | 8 市街地整備 |
| | | 9 環境衛生 |
| | | 10 交通機関（海上・陸上・航空） |
| | | 11 情報・通信 |
| | | 12 消防・救急・水難救済 |
| | | 13 防災・防犯・交通安全 |
| | | 14 地域福祉 |
| | | 15 高齢者・障がい者福祉 |
| | 基本目標3 「ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち」 | 16 子育て・児童福祉 |
| | | 17 健康づくり（保健・医療） |
| | | 18 社会教育 |
| | | 19 学校教育 |
| | | 20 歴史・文化 |
| | | 21 地域コミュニティ |
| | | 22 行財政（行政運営・財政運営・広域行政・地方分権） |

第6章 施策の大綱

基本目標 1 「豊かな自然と元気な産業を育てるまち」

(1) 水産業

漁場生産力の安定向上や養殖業の推進を図るとともに、生産物の高度利用化への取り組みを進め、稼げる魅力ある水産業の構築を図ります。併せて、漁業担い手の確保を図るため受入体制の整備促進を図ります。

(2) 観光業

利尻島の自然や歴史、文化、産業など個性的な地域の固有価値を再発見し、観光地としての魅力の向上に取り組むとともに、観光情報発信の強化や滞在型観光の促進、若年層や外国人観光客の誘客、受け入れ体制の整備など、観光振興を図ります。

(3) 商工業

商工業者の経営基盤強化による持続的発展のため、経営発達支援事業の展開を図るとともに、町民や観光客の呼び込み、買い物弱者への対応など魅力ある商店街づくりを進め、商工業の活性化を図ります。

(4) 林業

水源涵養機能や自然景観の保持、山地崩壊防止など森林の持つ公益機能を持続させるための取り組みを進めます。また、人工林が成熟してきていることから、木材の利活用方策を検討します。

(5) 雇用・労働

雇用機会の拡充を図るため、創業や事業拡大を行う事業者を支援するとともに、夏季に集中する町内産業の労働力不足を、島内外からの労働力確保に努めます。

基本目標 2 「笑顔で暮らせる、住み続けたいまち」

(1) 自然環境・土地利用

島を訪れる観光客に配慮した、利尻礼文サロベツ国立公園内の環境保全と経年により老朽化が進む主要観光施設の長期的な整備計画及び所管関係機関への整備要望や近年荒廃が著しい利尻山登山道山頂部の更なる整備強化を図ることで、登山利用者の増に繋げるとともに、環境保全対策としては、環境保全団体や地域住民との連携を密にし、環境美化活動等への参画促進の強化を図り、貴重な地域資源の保護と景観の保全に努めます。

土地は住民生活や生産活動の基盤であり、将来を見据えた長期的な視点に立ち有効的な秩序ある計画性のある利用を図ります。

(2) 社会基盤

①道路・除雪

関係機関と連携し道路景観にも十分配慮して、道道・町道の安全な道づくりに努めます。また、冬季交通の安全確保を図るための総合的な除排雪対策を推進します。

②空港

利尻空港は本土と離島を結ぶ唯一の公共高速交通機関であることから、就航率及び安全性向上のための整備を推進するとともに、利用の向上を図ります。

③港湾

港湾は都市と離島を結ぶ海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っており、漁業生産や観光振興の基地としても利用されていることから、地域住民や関係機関との連携を密にし、多種多様なニーズに対応した港湾整備計画を推進するとともに、港湾環境の保全と基盤整備、利活用の促進を図ります。

④治山・砂防

国・道と連携し、国有林内復旧治山・予防治山事業、砂防事業、民有林内山地治山事業を推進し、土石流などの災害対策に取り組み、荒廃している河川整備を図ります。

⑤漁港・船揚場・海岸保全

国・道と連携し、漁業生産基盤である漁港や船揚場の機能的な整備と、適正な維持管理に努め、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した海岸保全事業を推進し、国土の保全を図ります。

⑥上下水道

上水道については、長期的な視野に立っての水源の安定確保と水道施設の適正な維持管理を図り、安全で良質な水の供給に努めます。また、下水道については、施設の良い維持管理に努め、衛生的で快適な暮らしと沿岸海域の水質保全に努めます。

(3) 市街地整備

①市街地整備

鷺泊市街地整備計画マスタープランによる中心市街地活性化事業を推進するとともに、鬼脇市街地の公共施設整備を推進し、活力ある地域づくりのための計画的な整備に取り組みます。

②住宅・宅地

住環境対策として公営住宅ストック総合活用計画に基づき、街なみ景観にも配慮した住宅政策を推進します。

③空き家（地）対策

増加傾向にある「空き家（地）」に対しての制度等の検討・制度設計が必要であり、除却や利活用、空き家にならないための支援策に取り組みます。

(4) 環境衛生

①環境衛生

墓地区画は将来的な需要を見据えた運営管理・周辺環境等の整備に努め、老朽化している鷺泊墓苑は計画的な修繕により施設の延命を図りながら統合についても検討します。

し尿（浄化槽汚泥）は、水洗化の普及により処理量が減少し、現在は下水処理施設にて共同処理（ミックス事業）されています。今後も下水道・合併浄化槽への切り替えを推進し、自然環境への負荷軽減を目指します。

②廃棄物の処理

地球規模で環境問題が大きく取り上げられているなか、循環型社会の実現に向けて廃棄物の発生・排出抑制・再利用に関する取組、環境に配慮したライフスタイルの変換等に努めます。また、ゴミ処理は、3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び2R（リデュース・リユース）再利用の推進と循環型社会システムの構築に努めます。

（5）交通機関（海上・陸上・航空）

離島という条件不利地域であることから、住民生活や事業活動において最重要である離島航路及び航空路線の維持確保に努め、持続的な運航体制の確保と利便性の拡充に取り組みます。

また、航路・航空路運賃の低廉化や地場産品に係る離島と本土間の輸送費支援により、町民の負担軽減を図り離島地域社会の維持に努めます。

（6）情報・通信

住民生活の向上や地域基幹産業の活性化を図るため、高度情報通信基盤を活用した情報化社会の推進に取り組みます。また、個人情報や行政情報の安全な管理・運用が行われるよう、行政情報の保護と管理システムの整備に努めます。

（7）消防・救急・水難救済

消防施設・装備の充実強化と署員団員の技術の向上、防火思想の普及を図り住民の身体生命・財産を守る消防体制の推進を目指します。

救急業務については、救急隊員の資質向上や機資材の整備更新を行い、住民が安心して暮らせるように取り組みます。

水難救済については、救命胴衣の着用・海難事故防止・安全操業意識の向上など啓発活動を推進します。

（8）防災・防犯・交通安全

防災では、今後起こりうる大規模災害に備え、防災関係機関が連携・協力して防災体制の強化を図るとともに、地域住民の円滑な防災活動が行われるよう、防災訓練・自主防災組織の結成の支援を行い、自助・共助・公助が連動した防災環境の整備を推進します。

防犯では、地域の中でも起こりうる事故・犯罪の防止について、防犯活動の推進により犯罪が発生しにくい環境整備を進めるとともに、町民への啓発活動により防犯意識の高揚に努め、町民すべてが安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

交通安全においては、町民を事故から守り安全・安心な生活を確保するため、警察など関係機関との連携による警察交通安全教育や街頭指導などを通じて、交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備を推進します。

(9) 地域福祉

少子高齢化が進む中で、住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたって安心して健やかに暮らすことができるまちを目指します。

また、地域住民や社会福祉協議会、関係機関・団体が連携協力して地域における支え合いを育み、安心して暮らせる「ふだんのくらしのしあわせ」を感じることでできる地域福祉社会づくりを進めます。

(10) 高齢者・障がい者福祉

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促し、町民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。

基本目標 3 「ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち」

(1) 子育て・児童福祉

すべての子どもが健やかに生まれ育つ地域づくりを目指し、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境と、様々な保育ニーズに対応したサービスの提供など地域全体で子育てを支援する制度の構築を図り、総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

(2) 健康づくり（保健・医療）

すべての町民が自身の健康に意識を向け、生涯にわたり共に支え合い健やかに自分らしく、はつらつと暮らせるまちづくりを目指して、健康づくりに対するきめ細やかな保健事業の展開を図ります。

また、町民一人ひとりが将来も安心して適切な医療サービスが受けられるよう、島内の関係機関と協力連携し、医療体制の充実に努めます。

(3) 社会教育

生涯学習活動を行なっている団体や個人との連携を深め、学習機会の提供や相談体制の充実など、よりよい学習環境づくりを推進します。また、活動のさらなる充実に努めるために、地域住民のニーズを汲みとり、参画を促すことに努めます。

また、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、新たな時代を担う人材を育成することを推進します。

(4) 学校教育

子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていける基礎的・基本的な知識や技能を身につけるために、学校、家庭、地域、関係機関が連携し「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み社会で生きる実践的な学力を育成する教育を推進します。

また、安心安全な教育環境の整備を推進し、家庭や地域に信頼され、共に歩む学校づくりを推進します。

(5) 歴史・文化

個人や団体が行なっているさまざまな文化活動に対する支援を推進することにより、まちの文化水準を高めることに努めます。

長い歴史のなかで育まれてきた文化遺産に目を向け、後世へ伝えていくことを推進するため、資料の収集や整理・保管を行ない、展示や広報、講座などを通じて、地域の遺産として周知することに努めます。

(6) 地域コミュニティ

町民と自治会、ボランティア等民間団体、行政がそれぞれの特徴を活かして対等な立場で連携し、協力し合うことによって地域課題等に取り組むことのできる仕組みづくりを推進します。

また、町民主体によるコミュニティ活動の展開により、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

移住・定住の取組としては、島暮らしの魅力を発信し島での様々な暮らし方を提案するなど、地域おこし協力隊をはじめ移住者の受け入れ体制の整備を推進します。

(7) 行財政（行政運営・財政運営・広域行政・地方分権）

行政が担う役割と責任を十分見極めながら、町民が主体的に地域づくりに参画する町民主役のまちづくりに向け、各種計画策定や事業実施においては、パブリックコメントの実施、ワークショップなどへの積極的な参加を推進し、町民と行政の協働まちづくりを目指します。

また、町民の視点に立って、親切・丁寧・迅速な窓口サービスの提供や日常生活上の問題などに的確に対応するよう努めます。

財政運営においては、行財政改革を継続しながら、安定した自主財源の確保を図るとともに、限られた財源の中で戦略的な投資により最大の効果を発揮できるよう努め、将来を展望した経営的な視点による、健全で持続可能な財政運営を推進します。

広域行政においては、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織づくりに努めるとともに、広域的な連携により行政運営の効率化と経費節減のため、広域連携の強化を図ります。

